

☎ **017-723-3818** (携帯電話：080-1828-1653)

あおもり行政書士共同事務所 行政書士 田中健悦  
(〒030-0861) 青森市長島一丁目3番17号 阿保歯科ビル5階  
(FAX：017-723-3820 Mail：officetanaka\_fund@yahoo.co.jp)

## ○ ごあいさつ

当事務所のご案内ページにお越しいただき誠にありがとうございます。当事務所では、遺産相続・遺言・企業法務などの相談、売買や賃貸借などの権利義務に関する契約書面、催告や督促など義務を果たすよう求める書面などの作成のほか、建設業法・農地法・風俗営業法上の官公署に対する許認可申請手続及びそれに伴う行政不服申立て手続の代理等、市民の皆さまの生活や仕事に関するあらゆる手続を支援しております。「気軽に相談できる街の法律家」として親身になってお困り事をご一緒に解決へ導くためのサポートを行っております。

地域に密着した、市民の皆さまのための身近な相談窓口です。悩むより、まず、行政書士にご相談ください。相談を何度行なっても無料で対応しております。

### ◎ プロフィール

経歴 陸軍軍馬補充部のあった三本木町(現・十和田市)生れ。  
地元の高校を卒業後、公的法人デベロッパー(住宅都市開発機関)に入所。青森県内各地の住宅団地の開発構想調査測量、計画設計及び施工管理等の業務に携わる。  
定年退職後、行政書士・マンション管理士事務所を開設し現在に至る。



◎面倒な手続きをお任せください！

◎遺産相続手続・遺言書作成等の支援。

## ○遺産相続手続、遺言書作成等の支援

戸籍の収集から相続人の確認確定、相続関係説明図及び遺産分割協議書等の作成を支援いたします。

### ・ 具体的には、

- ①被相続人の出生から死亡までの戸籍、除籍謄本等(連続したもの)を取得し、共同相続人を確定のうえ「相続関係説明図」を作成
- ②相続財産の調査確認
- ③「遺産分割協議書」の作成
- ④預貯金の名義変更又は分割等
- ⑤不動産の名義変更(司法書士に依頼又は本人申請)

### ・ 遺言書の作成を支援

- ①遺言自筆証書の作成を支援(安心・確実な遺言のため法務局の遺言書保管制度の利用をお勧めします)
- ②遺言公正証書の原案作成を補助し、公証人との事前確認を支援

◆ 悩みごと・困りごとの解決策を一緒に考えませんか！ ◆

## 遺産相続手続支援専門 **相談無料**

遺言や遺産相続手続について、くわしく知りたい。

親の判断能力が低下、成年後見制度を利用したい。

家族信託とはどういうものか教えて欲しい。

建設業許可の更新をしたいと考えているが、その手続を依頼したい。

畑を資材置場にしたいので、その手続を依頼したい。

スナックを開店したいので、その手続を依頼したい。

古物商の営業許可を取りたいので、その手続を依頼したい。

資材置場として使用している土地の開発行為の許可を取りたい。

道路工事の施行承認申請の手続を依頼したい。

売買・贈与・賃貸借・使用貸借などの契約書の作成を依頼したい。

合意書・示談書・始末書などの作成を依頼したい。

会社をつくりたいので、その必要な書面の作成や手続を依頼したい。

自動車登録をしたいので、その手続を依頼したい。

自動車運送業を始めたいと考えているが、その手続を依頼したい。

産業廃棄物処理業の許可取得を考えているが、その手続を依頼したい。

事業承継関連の各種書面の作成を依頼したい。

告訴状や告発状の書面の作成を依頼したい。

著作権及び知的財産権について、教えてほしい。

**取扱業務** 上記のほか、会社定款・規則・各種契約書・内容証明書等の書面作成業務。

**営業時間** 午前8時30分から午後5時30分まで。（日曜日、祝祭日は休みです）

**兼業** 当事務所は田中登記測量事務所及び田中マンション管理士事務所と併設。

◎ **官公署の許認可申請手続に伴う行政不服申立て手続の代理。**

◎ ○ マンションのハード面（敷地・建物・設備などの課題）及びソフト面（区分所有法・民法・判例などの課題）についての悩み事・困り事のご相談に応じます。

● **保有資格を活用して行政書士業務と連携した手続を行うことができます。**

行政書士（特定付記）・土地家屋調査士（法務大臣認定ADR）・技術士補（建設部門）・測量士・二級建築士・一級土木施工管理技士・一級造園施工管理技士・一級管工事施工管理技士・マンション管理士・宅地建物取引士・管理業務主任者・砂利採取業務主任者・甲種防火管理者・ほか